

# 合同会社とびしま 旅費規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 合同会社とびしまの業務執行社員、社員及びこれに準ずる者が事業の用務のため旅行するときの旅費については、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料とする。

(交通費の種類)

第3条 交通費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費とする。

(自動車等の利用)

第4条 自動車の運行にともなう高速料、ガソリン代、修理費、駐車料その他の経費は、実費を支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最短距離の順路によりこれを計算する。ただし、用務の都合又は不可抗力により順路によりがたい場合は実際に通過した経路による。

(概算払い)

第6条 旅費は出発前に、その概算額を前渡しすることができる。この場合、帰着後、速やかに精算するものとする。

(旅費の不支給及び減額支給)

第7条 旅費を支給しない事項または減額して支給する場合は、次のとおりとする。

- 2 当社以外から交通費及びその他旅費を支給された場合。
- 3 旅行の順路において交付金事業の用務以外による旅行がある場合は、その順路に応じて減額支給する。

## 第2章 旅費

### (鉄道利用)

第8条 鉄道賃（運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金）は、2段階以上の区分がある場合によるほか、次の各号による。

- 2 特別急行による場合は片道50km以上とする。
- 3 特別車両料金及び座席指定料金を徴する客車を運行する鉄道による旅行をする場合には、それぞれの料金を支給する。

### (その他の交通機関利用)

第9条 航空機及びその他鉄道以外の交通機関を利用する場合は、実費を支給する。また、領収書及び航空券の半券を必ず添付すること。

### (日当)

第10条 日当は、次のとおりとする。

- 2 県内 3,000円
- 3 県外 6,000円

### (宿泊費)

第11条 宿泊費は、次のとおりとする。

- 2 業務執行社員・社員 10,000円
- 3 講師等 10,000円
- 4 規程の宿泊費を超過する場合は、実費を支給する。

### (パック商品等)

第12条 パック商品等の場合は、その商品の実費を支給し、交通費及び宿泊費は支給しない。

## 第3章 その他

### (細則)

第13条 この規程に定めるものの他、旅費に関し必要な事項は代表社員が別に定める。

附 則 この規約は平成29年4月1日から施行する。